

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが行う

情報公開事務に関する要綱

制定 平成18年12月1日18産技総総第342号

一部改正 平成29年6月30日29産技総総第170号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第43条の規定により、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づき開示請求をしようとするものは、開示請求書（別記第1号様式）を都産技研に提出しなければならない。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の表の左覧に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第11条第1項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をした場合	開示決定通知書（別記第2号様式）
2 条例第11条第1項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をした場合	一部開示決定通知書（別記第3号様式）

<p>3 条例第 11 条第 2 項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第 10 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合</p>	<p>非開示決定通知書（別記第 4 号様式）</p>
---	----------------------------

（開示決定等の期間の延長通知書）

第 4 条 条例第 12 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

<p>1 条例第 12 条第 2 項の規定により期間を延長した場合</p>	<p>開示決定等期間延長通知書（別記第 5 号様式）</p>
<p>2 条例第 12 条第 3 項の規定により期間を延長した場合</p>	<p>開示決定等期間特例延長通知書（別記第 6 号様式）</p>

（事案移送通知書）

第 5 条 都産技研は、条例第 14 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（別記第 7 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

（第三者保護に関する手続）

第 6 条 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該都以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 都産技研は、条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により都以外のもの又は

第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第8号様式)により通知するものとする。

- 3 都産技研は、条例第15条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第9号様式)により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第16条第1項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(公文書の開示)

第8条 公文書の開示を受けるものは、公文書の開示申込書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

- 2 都産技研は、開示決定を受けたもので公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。

3 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書一件名につき一部とする。

(開示手数料)

第9条 条例第17条の2による都産技研が定める開示手数料は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程(平成18年法人規程第24号)に定める情報公開手数料を徴収する。

2 産技研は開示決定に係る公文書を次に掲げる不特定多数の者が知り得る方法のいずれかにより公にすることを予定し、又は、公にするべきであると判断するときは、当該公文書の開示に係る開示手数料を免除する。

一 東京都公報への登載

二 東京都の発行する広報紙又は広報誌への掲載

三 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課(以下「都民の声課」という。)

又は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター組織規定(18規程第23号)第2条に掲げる課又は室等での閲覧

四 印刷物の配布

五 インターネット等による自動送信(インターネット等の利用により都民からの求めに応じて自動的に送信することをいう。以下同じ。)

3 前項に規定する場合のほか、理事長は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の開示手数料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(公表情報)

第10条 条例第35条第1項に規定する公表は、当該情報の記録された文書又は

電磁的記録を広聴管理課等において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をインターネット等による自動送信をして行うものとする。

2 条例第35条第2項に規定する公表は、第9条に定める方法により行うものとする。

(文書検索目録)

第11条 条例第41条第1項に規定する文書目録は、文書検索目録(別記第11号様式)及び長期保存文書目録(別表第12号様式)とする。

附 則 (18 産技総総第342号)

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。